



群馬労働局の取組 トピックス

(中小企業退職金共済制度)
(特別休暇導入促進)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 中小企業退職金共済制度について

中退共 中小企業退職金共済制度

(A 退職金制度導入編)
《事業主向け》



中退共制度は中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる、国の退職金制度です。

さらにわかりやすい! 中退共制度についての詳しい解説は **ホームページへ!**



中退共 検索

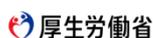
詳しい資料はホームページからご請求ください。
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-5955-8211



中退共
CHU-TAI-KYO

独立行政法人労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

(2021.08)



群馬労働局 雇用環境・均等室

② 特別休暇導入促進について

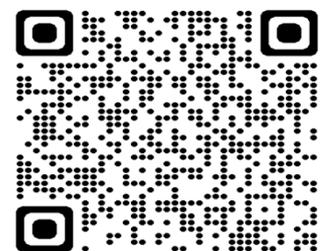
これまで国は、豊かでゆとりある勤労者生活を実現するため、労働時間の短縮を重点として取組をすすめてきましたが、経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である働く方々が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことが必要です。

このように、働く方々が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、原則として働く方々がその取得時季を自由に設定できる年次有給休暇の取得が必要不可欠です。経営者が主体的に、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや計画的付与制度の活用など年次有給休暇の取得に向けた職場づくりを行うことが大切です。

なお、特別な休暇制度（特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度）とは、休暇の目的や取得形態を労使による話し合いにおいて任意で設定できる法定外休暇を指します。



下記QRコードから働き方
休み方ポータルサイトへ



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは
HPを見てね！

